

岸和田市学力調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「岸和田市学力調査業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市学力調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで

3 予算額

上限は、2,955,225円（消費税及び地方消費税込み）とする。

※委託契約の額は、岸和田市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算出した額（見積額）とする。

4 スケジュール

令和8年4月2日（木）

公募型プロポーザル実施の公示（市 web サイトに実施要領、仕様書等を掲載）

これまで本市に資料提供があった業者へ電話にて情報提供

令和8年4月2日（木）～4月6日（月）午後5時まで

質疑書提出期間

令和8年4月8日（水）

質疑に関する回答を市 web サイトにて公開

令和8年4月2日（木）～4月10日（金）午後5時まで

参加申込書提出期間、参加資格の審査

令和8年4月13日（月）

参加資格審査結果通知、プレゼン実施通知

令和8年4月14日（火）～4月21日（火）午後5時まで

企画提案書等の提出期間

令和8年5月1日（金）

業者選定に係るプレゼンテーションの実施

岸和田市学力調査業務 公募型プロポーザル方式事業者選定委員会の実施

令和8年5月7日（木）

選定結果の通知

令和 8 年 5 月 8 日（金）

審査結果公表

令和 8 年 5 月 13 日（水）

選定業者との打ち合わせ（予定）

令和 8 年 5 月 20 日（水）

契約締結（予定）、以降事業実施

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市における業者委託指名競争入札参加資格を有する者、指名競争入札参加資格を有する者、及びこれまで他の自治体で学力調査業務に実績のある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) これまでに、他の自治体または学校で受託実績がある者であること。

(11) これまでに、市町村規模の受託実績がある者であること。

6 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

岸和田市教育委員会学校教育課

電話 072-423-9683 FAX 072-423-2496

メールアドレス gkyoiku@city.kishiwada.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申出時必要書類

	書類名及び提出部数	内容及び提出方法等
1	参加申出書	<ul style="list-style-type: none">指定様式による。使用印を押印すること。
2	右記書類一式	<ul style="list-style-type: none">会社概要商業登記簿謄本の写し（法人）業績実績個人情報保護方針に関する書類
3	納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none">直近1年間分法人税及び消費税（税務署発行、様式その3の3）法人事業税（都道府県税事務所発行。大阪府の場合は、未納がない証明。本社及び委任先の支店を含む）

② 参加資格審査で資格があると認められた事業者は下記の書類

	書類名及び提出部数	内容及び提出方法等
1	表紙 提出部数：1部	<ul style="list-style-type: none">指定様式による。使用印を押印すること。
2	見積書 提出部数：正本1部、 副本7部	<ul style="list-style-type: none">様式は任意とする。内訳を記載すること。正本は、必ず使用印を押印した原本であること。副本については、コピー可とする。
3	企画提案書 提出部数：正本1部 副本7部	<ul style="list-style-type: none">様式は任意とする。正本1部は、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、使用印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。副本7部は正本と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等

		<p>は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書のみで理解できるよう、平易な文章で記載すること。 ・ A4縦置き、横書きを原則とするが、必要に応じてA3の図表等を折り込んでも良い。 ・ 企画提案書の分量は20ページ程度以内とする。 ・ 内容については、下記の事項について提案する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市学力調査に対する理念・姿勢とそれに向けた具体的な内容 (2) 個人情報の取扱いに関する理念・姿勢とそれに向けた具体的な内容 (3) 実施後の分析や、学校の取組みをサポートする体制 (4) 本市学力調査の趣旨に合った問題設計等 本市での実施にあたり、想定する調査問題の内容等が分かるものを提出すること。(提出できない場合は、後日プレゼンテーションで提示すること。) (5) 緊急時危機管理体制及び学校・市教委からの要望への対応 (6) 実施マニュアル等の整備 (7) 調査結果資料及び実施後の教材とその活用について (8) 提案内容の独創性 (9) 本市近隣での同規模程度以上の市での過去5年間の学力調査の業務実績
--	--	---

(3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

(上記①) 令和8年4月2日(木)～4月10日(金)午後5時まで

(上記②) 令和8年4月14日(火)～4月21日(火)午後5時まで

※いずれも、提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

7 質疑・応答

- (1) 受付期間 令和8年4月2日(木)～4月6日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 別紙の質問書により、郵便やファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。ファクシミリ、電子メールで提出した場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答日時 令和8年4月8日(水)
- (4) 回答方法 質問への回答は、市webサイトにて公開する。
個別には回答しない。

8 企画提案書作成方法

仕様書のとおり

9 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション等の実施
企画提案書について、プレゼンテーション等を実施する。
日時、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
企画提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づいて、選定委員の採点により評価する。
- (4) 候補者の選定方法
 - ① 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
 - ③ ①、②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (5) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ③ 参考見積書の金額が「3」の委託上限額を超える場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を市 web サイトにおいて公表するとともに、所管課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、法人番号、総合評価点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の総合評価点

※ (1) 以外の参加者の名称は公表しない。

11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約方法は、岸和田市財務規則の定めるところによる。

(3) 審査により契約交渉の相手方に選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 岸和田市教育委員会（以下、市教委と言う）が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(6) 当該業務の受注先に選定された者が作成した提案書の内容については、仕様書の一部として取り扱い、遵守しなければならない。

13 情報公開及び提供

市教委は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定会議が不適正な行為をしたと認めるときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑する等不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 岸和田市財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) その他、市教委職員の指示に従うこと。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができずと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「6（1）」あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 天変地異、疫病等の蔓延等により、本事業の全部又は一部が実施できなくなった場合は、受託者と協議の上、委託料を減額する。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約をできない。